

危機関連保証について（新型コロナウイルス感染症関連）

◆危機関連保証の発動について

経済産業省は、新型コロナウイルス感染症の影響により、全国の中小企業・小規模事業者の資金繰りが逼迫していることを踏まえ、既に実施したセーフティネット保証に加えて、「危機関連保証」を初めて発動することとしました。

これにより、売上高等が急減する中小企業・小規模事業者においては、一般保証及びセーフティネット保証とはさらに別枠となる100%保証が利用可能となります。

【事由】令和2年新型コロナウイルス感染症

【指定期間】令和2年2月1日から令和3年1月31日まで

◆認定要件

1、対象者

新型コロナウイルス感染症の影響により、売上高等が減少している中小企業等。

2、企業認定基準

次の（イ）～（ロ）のいずれにも該当すること。

（イ）津野町において、事業を行っていること。

（ロ）金融取引に支障を来しており、金融取引の正常化を図るために資金調達を必要としていること。

（ハ）最近1か月間の売上高等が前年同月比で15%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期比で15%以上減少することが見込まれること。

◆認定に必要な書類

1、中小企業信用保険法第2条第6項の規定による認定申請書

2、売上高推移表（危機関連保証用）

3、売上高等の減少を確認するための証拠書類

4、法人（個人）の实在が確認できる書類（例：法人謄本又は抄本、確定申告書等）

5、委任状（※ 第三者が申請手続きを行う場合は、委任状が必要です。）

※ 減少率の計算については、小数点第2位以下を切り捨てて表記してください。

※ 認定の有効期間は、認定書の発行の日から起算して30日です。

ただし、令和2年1月29日から7月31日までに認定したものについては、認定の終期を令和2年8月31日までとします。

<お問い合わせ先>

津野町役場産業課

TEL 0889-55-2021